

新潟県条例第28号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において、製造の事業、 <u>農林水産物等販売業</u> （法第30条に規定する <u>農林水産物等販売業</u> をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、安定的な雇用を増大することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において、製造の事業、 <u>情報通信技術利用事業</u> （法第30条に規定する <u>情報通信技術利用事業</u> をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、安定的な雇用を増大することを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。